

秋田県警察特殊標章等の交付等に関する要綱

(平成20年3月11日付け秋本備二第33号 秋田県警察本部長から各所属長宛)

武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付又は貸与の基準、手続等に係る要領を定め運用することとした。

秋田県警察特別標章等の交付等に関する要綱概要

<p>交 付</p>	<p>武力攻撃事態等において、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの 2 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 3 本部長が実施する国民保護措置実施に必要な援助について協力を する者 <p>が本部長に対して、特殊標章等に係る交付申請書で申請し、本部長がその申請に虚偽がないと認めた場合は、特殊標章等を交付する。</p>
<p>様 式 等</p>	<p>特殊標章には、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章及び船舶章があり、色、材質及び制式を定めている。また、身分証明書様式も定めている。</p>
<p>有効期間及び書換え</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 身分証明書の有効期限は、本部長が定める。 2 交付を受けた者は、身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに本部長に申し出て、書換えを受けなければならない。
<p>再交付及び返納</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 再交付 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付を受けた特殊標章等を著しくき損し、又は汚損した場合は、本部長に申し出て、再交付を受けることができる。この場合は、き損又は破損した特殊標章を返納 しなければならない。 (2) 紛失、盗難及び滅失により特殊標章等を失った場合は、遅滞なく本部長に申し出て、再交付を受けなければならない。 2 返納 <p>特殊標章等の交付を受けた者は、対処基本方針が廃止されたとき、身分証明書の有効期間が満了したとき、国民保護措置に係る職務及び業務する者等に該当しなくなったとき又は再交付を受けた者が失った特殊標章等を発見したときは、返納しなければならない。</p>
<p>使用等及び禁止事項等</p>	<p>特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い又は必要な援助について協力する場合に当該特殊標章等を使用するものとし、これ以外での使用をしてはならないほか、他人に譲り渡し、又は貸与をしてはならない。</p> <p>身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示する。</p>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置についての訓練実施に伴い、必要がある場合訓練参加者に期間を定めて特殊標章等を貸与する。 2 警備第二課長及び警察署長による特殊標章等の交付又は貸与に伴う事務手続きを規定した。

特別標章様式等は省略